

平成22年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画（平成22～27年度）に基づく平成22年度計画を以下に示す。
（注：中期目標を四角（点線）で囲んで該当箇所に示している。また、各項目に付している番号は、中期目標・中期計画・年度計画一覧表の整理番号に対応している。）

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

（学生収容定員）

島根大学の平成22年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

【学士課程】

① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。

No. 1

- ① 入試センターを中心に全学に共通する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の見直し案を学部へ提示する。
- ② 入試センターを中心に入学者選抜方法改善案を策定するため、全学を見通して必要な検討を行う。
- ③ 本学志願者確保を見通した高大接続事業の試行を計画・実施する。
- ④ 入試広報媒体の広報効果を検証し、新たな広報媒体の開発を進める。

No. 2

- ① 学部及び関係部局と連携して体験的な学習を推進する。
- ② 学生による高校生への大学進学啓発活動や学生参加による中・高生に対する学習支援プロジェクトを指導・援助し、その効果・検証を行う。

No. 3

- ① 女子高校生の理系進路選択支援の一環として、PRコンテンツの作成及び講義等を実施する。

② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。

No. 4

- ① 既に各学部で策定されているエッセンシャルミニマム（基本的教育内容）等を参考に、全学的に整合性を持つ「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「学習到達目標（ラーニング・アウトカム）」を策定する。
- ② コア科目群や課題別教育プログラムなど全学的見地から教養教育と専門教育を横断的・体系的に履修できる仕組みについて検討を行う。

No. 5

- ① GPA（科目平均評価点）評価制度の導入を含めた、成績評価の適正化を図るための仕組みについて検討を行う。
- ② 教育の質保証、卒業認定の厳格化の観点から、卒業要件単位や1科目の配当単位数、CAP制（履修の上限設定）、シラバスの充実等について検討を行う。
- ③ シラバス入力方法等、学務情報システムの改善を含めた検討を行う。

③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人としての基礎力を高める。

No. 6

- ① 学士課程教育に円滑に接続・移行する高大接続教育の内容について検討を行う。
- ② 初年次教育プログラムの質向上を図るため、初年次教育アンケートによる評価機能を強化するとともに、その結果から改善計画へとつながる PDCA サイクル(計画・実施・評価・改善)を構築する。
- ③ 入学者の状況に応じた補完教育プログラムの構築に向けた検討を行う。

No. 7

- ① 学際的で体系的な全学開放型の教育プログラム(環境教育・フィールド学習等)の精緻化を図ることによる教養教育科目の整備と有用な専門教育科目の全学開放を進める。また、各科目の到達目標を一つのプログラムとして有機的に関連させる。
- ② 学部・学科・分野等で行われているフィールド学習等の体験的学習の必要な見直しを行い、系統的なカリキュラム構成を検討する。

No. 8

- ① 学生のサークル活動、ボランティア活動、各種セミナー、環境改善活動等への積極的な参加を促し、コミュニケーション能力、リーダーシップ等の社会人として求められる基礎力の向上を目指すとともに、これら正課外活動の評価と教育効果を評価するシステムを検討し整備する。

No. 9

- ① 職業意識を高め、広く職業の世界を知る入門的科目から、職業選択に必要な知識・方法を知る発展的科目、そして希望する職種に必要な知識を修得する専門的科目へと、段階的にキャリア教育の関連科目を整備する。

No. 10

- ① 地域社会に貢献できる人材育成のための教育を可視化するため、その現状と課題を明らかにする。

④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。

No. 11

- ① 教養教育の基礎教育科目において、習熟度別クラス編成を発展させ、コース制及びeラーニングを導入した新しい英語教育プログラムを組織的に実施する。
- ② 各学部において、専門教育における英語教育の実態調査を行い、既存の科目を含め、必要な英語カリキュラムの整理を行う。

No. 12

- ① 外国語教育センターワークステーションの設備をさらに充実させ、英語を自学自習できる環境を整える。
- ② 携帯電話やPCを利用した(時間、場所、必要量に柔軟に対応できる)「ユビキタス英語学習」の環境を整え、登録者に対し、定期的に英語コンテンツを配信し、英語学習支援を行う。また、「英語学習支援ポータルサイト」(HP)構築に着手する。

【大学院課程】

⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

No. 13

- ① 大学院課程教育の質を保証するため、実効ある組織体制を構築し検討を行う。
- ② 各研究科の教育目標・達成目標に基づき、全学的に整合性を持つ「学位授与方針」及び「学

習到達目標」を策定する。

- ③ 「英語による「地球」教育研究特別プログラム」の制度の発展について検討する。

No. 14

- ① 大学院課程のキャリア教育(大学院生向けのキャリアガイダンスなど)を拡充する。また、山陰地域の高度専門職業人(医療人、法曹、公務員、教員、産業人など)との密接なネットワークを構築し、大学院課程の教育内容について定例的に意見交換する機会を設ける。

No. 15

- ① 成績評価の適正化を図るための仕組みについて検討を行う。
② 教育の質保証、修了認定の厳格化の観点から、シラバスの充実等についての見直しを行う。

【学士課程・大学院課程共通】

⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

No. 16

- ① 全学的視野の下、各部局と協働しながら更に組織的・実質的な教育改善・FD活動を推進する。
② 初年次教育や卒業生・修了生調査など教育成果の検証に係る調査を継続的に実施し、その活用方法について検討する。

No. 17

- ① 教育開発センターを軸に、島根県立大学との間で結んだ「教育力向上に係る覚書」に基づき、合同研修会や合同フォーラムを開催する。
② すでに設置された「山陰地区FD連絡協議会」の推進計画を検討するとともに、その取り組みを強化する。

No. 18

- ① 各教員の教育活動を定量的に把握し、教育改善に効果的に繋がる方策を検討する。

【教育の実施体制】

⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。

No. 19

- ① 社会の要請に応えるため、学士課程及び大学院課程の組織等の見直しについて検討を行う。

(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。

No. 20

- ① 学部生の学修をサポートする大学院生によるメンター制度、及び学習支援室開設等の学修支援環境について検討を行う。
② TA制度の有効な運用を行うため、TA研修の実施及びTA業務に関するマニュアルを作成する。
③ ICT(情報通信技術)利用を含む自習スペースの拡張・改善を行うため、現状と課題を明らかにする。

② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。

No. 21

- ① 指導教員制度の現状を調査し、改善・強化策を考案する。

No. 22

- ① 修学に対する経済的支援の充実及び修学環境の整備を図り、良好な学生生活環境を提供するため学生寮建設を計画する。
② HP「在学生のみなさま」を改善し、奨学金や授業料免除に関する情報を充実させ、提供する。

No. 23

- ① 学部別の進路・就職支援の方針・目標に基づき、全学的視野からの進路・就職支援体制のあり方及び個別相談体制について検証する。

No. 24

- ① 女性研究者のロールモデルを示し、女子学生の大学院への進学を支援する相談体制の充実を図る。
- ② 女子学生の大学院への進学を支援するため、キャリア形成に関する講義等を実施する。

No. 25

- ① 多様な学生を支援するため、保健管理センターでの入学時スクリーニング面接を充実させるとともに、早期から指導教員との連携体制の構築を模索する。個々の学生に対して、よりきめ細かな学生支援体制ができるよう、その改善と充実を図る。
- ② 新型インフルエンザ等のパンデミック対策について学生に啓発し、21年度の経験を踏まえてより具体的な行動計画を作成する。

No. 26

- ① 学生相談における教員組織と事務組織の協働に向けたネットワーク体制について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。

No. 27

- ① 地域資源や地域医療などの地域課題に関する研究を中心とするプロジェクト研究推進機構の重点プロジェクト、萌芽研究、特定研究等を引き続き推進する。
- ② 医理工農連携プログラムの実績を踏まえ、教育研究拠点化に向けさらに強化拡大したプログラム等を整備する。

No. 28

- ① 寧夏大学との共同プロジェクトにより、中山間地域、過疎等の国際比較研究を推進する。
- ② 疾病予知予防研究拠点が行ってきた地域住民健康調査のデータを統合した、医学分野及び人文社会科学分野の情報を含む多次元データベースを構築する。
- ③ 地域における過去の自然災害資料のデータベース化を進める。

No. 29

- ① 汽水域・水環境に関する研究及び医理工農連携に関する環境・社会基盤・医学分野を含めた水環境全般の学際的研究を推進する。
- ② 汽水域における自然資源の利活用について、他大学等との連携を図る。
- ③ 研究フォーラムの充実を図り、研究成果を学内外へ公表するとともに、異分野研究者間の交流を促進する。

- ② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。

No. 30

- ① 平成20年度から実施している「サバティカル研修」制度についての検証・評価を行う。
- ② 重点研究プロジェクトにおける若手研究者育成プランに基づいて、若手研究者の育成方法について検討する。

No. 31

- ① 機器の利用に関する情報提供及び機器の有効活用を目的とした情報システムを整備するとともに、機器の利用に関する現状調査を行い共同利用に関する運用システムを構築する。
- ② 新規に導入した先端機器による研究支援活動を開始するとともに、設備整備マスタープランに基づき導入した共同利用機器の実験技術講習会を開催する。

- ③ 図書、雑誌及び電子ジャーナルや各種データベースを第4期学術情報基盤整備計画等に従って整備を進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。

No. 32

- ① 学部研究セミナーを地域の公立研究機関、産業界に公開する。
- ② 法務研究科内に設置している「地域法律相談センター」の活動を充実させる。また、島根県から委託を受けて行っている島根県消費者活動推進事業「消費者のための法教育と巡回法律相談」の充実を図る。
- ③ 地域貢献に係る相談窓口の明確化とそれに応じた学内組織の再構築を検討する。

No. 33

- ① 地元企業との包括協定に基づいて進められている教育研究について現状分析を行い、その発展を図る。
- ② 地域産業人育成コース及び地域人材リカレント特別コース等の充実を図る。
- ③ 地元企業人を取り込んだ MOT 教育を充実し、地元産業界の発展に寄与できる人材の育成を推進する。

No. 34

- ① 寄付により地域医療支援学講座を設置し、卒業生の地域定着に向けた体制を構築する。
- ② 地域医療教育学講座、地域医療支援学講座を中心に、地域枠推薦入試等で受け入れた学生の地域医療実習を行う。

② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。

No. 35

- ① 地域住民の学習ニーズを把握するため、公開講座・公開授業受講生アンケートを分析し、公開講座・公開授業のあり方を検証する。
- ② 全学的テーマを掲げ、大学の教育研究機能を活かした多様な講座を提供する。

No. 36

- ① 島根県教育委員会、鳥取県教育委員会等と連携し、「現職教員に対する研修制度の体系化」に関する研究を実施し、その成果を研修プログラムとして提供する。

No. 37

- ① 県内関係機関との連携・協力により図書館所蔵資料や地域の貴重資料を企画展示するとともに、これらに関する講演会を開催する。また、デジタルアーカイブシステムや遺跡資料リポジトリのコンテンツを充実し、教育研究等の利用に供する。
- ② 平成21年に修復した市中にある旧奥谷宿舎を活用して、ミュージアムが保有する学術資料等の展示活動や市民対象の普及啓発事業等を行う。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。

No. 38

- ① 第一期中期目標・中期計画における交流実績と平成20年3月に制定した国際交流戦略に基づき、協定校の中から国際交流重点校を選定し、実質的な国際交流を推進する。
- ② 国際交流戦略を踏まえ、新たに東アジアや欧米等の研究機関と学部・センターごとの役割に沿った国際交流事業の実現を図るとともに、可能なものから国際交流協定を締結する。

No. 39

- ① 国際交流重点分野・重点プロジェクト(人材育成、環境と少子高齢化、ナノ)の実施体制の見直しを図るとともに、東アジアを中心にこれらの共同研究を積極的に推進する。
- ② これまでの交流実績を基に、韓国の慶尚大学校、中国の山東大学法学院等との学生交流を継続するとともに、新たに中国人民大学経済学院へ学生訪問団を派遣する。
- ③ 医学部において、寧夏医科大学並びに同附属病院との健康長寿等に関する学際的共同研究体制を整備する。

② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。

No. 40

- ① 海外留学への動機づけのため、国際交流センターを中心に新たに「英米の現代留学事情」を開講する。
- ② 交流協定締結校等で実施する海外異文化研修プログラム及び海外語学研修プログラムを引き続き実施する。
- ③ 派遣留学生数を増加させるため、1年間の海外留学を含む4年間で卒業可能な履修モデルを検討する。
- ④ 派遣留学生の財政的支援を目的とする制度の整備・充実について検討する。

No. 41

- ① 外国人留学生と日本人学生との交流促進のため、引き続き島根大学留学生交流会を実施する。
- ② 外国人留学生の支援を強化するため、留学を終えて離日する学生との懇談会の実施や留学期間における満足度調査を実施し、改善を図る。

No. 42

- ① ネパール帰国人留学生の同窓会設立の支援を引き続き行う。
- ② 島根大学と帰国留学生とのネットワークを構築するため、帰国後の連絡先の登録を行い、国際交流重点分野を中心にした研究活動やイベント等に関する「国際交流季刊メール(Quarterly News)」(英語版)を創設し、帰国留学生へのメールによる情報発信を開始する。

No. 43

- ① 島根の文化・歴史に触れるための留学生見学旅行を企画し、見学旅行先での地域住民との交流を推進するほか、地域の留学生支援団体等との連携を図り、外国人留学生と地域住民との交流促進を図る。
- ② 優秀な外国人留学生の確保のため、国内外(大阪、東京、東南アジア等)の留学フェアに積極的に参加するなど、より一層広報活動を強化する。
- ③ 外国人留学生の環境を充実させるため、留学生向け宿舎の整備について検討を行う。
- ④ 医学部において、条件不利地域での医療人研修(WWAMI)の実績を踏まえ、アジアからの外国人留学生、外国人研究者の研修体制を整える。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

No. 44

- ① 地域医療教育研修センターを中心に県内医療機関等と連携を図り、臨床教育研修の充実と海外を含む地域医療研修を推進するとともに、がんプロフェッショナル養成プラン及び大学病院連携型高度医療人養成プログラム等も活用し、優れた医療人を養成する。
- ② 島根県の地域医療再生事業に参画し、夢と使命感を持った地域医療人の育成と支援を目的とした寄附講座を設置する。

No. 45

- ① 寧夏医科大学附属医院との医療交流協定の下に、臨床医の診療技術の教育交流及び当院の新技術の臨床実用化研究を行う体制を構築し、寧夏医科大学附属医院からの研究者受け入れを継続する。

- ② アジア諸国と、がん及び難病等の診断・治療に係る交流の推進を図る。

② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。

No. 46

- ① 救急医療教育充実のための組織体制等諸準備を進めるとともに、防災ヘリコプターによる県西部医療機関からの緊急患者搬送等、新たな地域救急連携体制を構築する。
- ② 都道府県がん診療連携拠点病院、肝疾患診療連携拠点病院及びエイズ拠点病院として専門医療人の養成を進め、高度で先進的な医療が提供できる体制を構築する。
- ③ 病院医学教育センター等を中心に医療安全及び感染対策システムを構築し、プライバシーマーク遵守も含めた教職員教育の充実を図る。

No. 47

- ① 医療機関や地域行政機関等と連携し、共同研究で得た解析データ等を基に、生活習慣病・がん対策及び小児障害発生予防対策を推進する。
- ② 病院再開発事業により整備される、がん診療施設及び緩和ケア施設の効率的な診療体制構築に向けて、人材確保を含め検討を進める。

③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。

No. 48

- ① 環境マネジメントシステムに基づき、病院再開発事業に係る施設整備を踏まえ、快適な病院環境整備に向けて具体的な整備計画を作成する。
- ② ワーク・ライフ・バランス支援室と連携して、フレキシブルな勤務体制の構築と就業体制の更なる充実及び男女共同参画を推進する。
- ③ 病院再開発事業により機能強化される、新病棟の各施設(ICU、NICU、手術部、各センター等)が効率的に運営され費用対効果が発揮できるよう、チーム医療を重視した運営体制とシステムを構築する。
- ④ 4大学連合による医薬品の価格交渉及び電子クリニカルパスの改善等により、診療費用削減を図るとともに、職員のコスト意識を更に高め経営改善を推進する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。

No. 49

- ① 「幼・小・中一貫教育」に関する学部との共同研究の組織を確立する。
- ② 平成19年度から実施している「幼・小・中合同研究会」を継続開催し、研究成果を公表するとともに、教育委員会、公・私立学校教員等に広く公開する。

No. 50

- ① 附属学校と附属学校部が協働して、「特別支援教育推進検討会議」(仮称)を立ち上げ、附属学校内部の教育改善及び地域に貢献する「特別支援教育推進体制」のあり方について検討を行う。

No. 51

- ① 学部＝附属の協働を実現する附属学校部の役割を確認し、その組織、機能等について検討するとともに、(1)学校改革を実現する先導的実践研究の課題の抽出、(2)教育実習改善に資する学生指導方法、評価、相談等に関する実践研究の課題の抽出、(3)小学校外国語活動等、新たな教育実践課題に関する指導組織、指導法開発に関する実践研究課題の抽出を行う。

- ② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。

No. 52

- ① 「教育学部附属教育支援センター」と協働して、教育学部生を対象とする「四年一貫型教育実習プログラム」の改善に取り組み、附属学校に設置する「教育実習センター」の活用方策、組織的な教育実習指導、評価、相談体制等のあり方について検討する。

No. 53

- ① 教育学研究科と協働して、「大学院生を対象とする教育実習のあり方検討委員会」（仮称）を立ち上げ、「大学院生を対象とする長期インターンシッププログラム」を構築し、実践する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。

No. 54

- ① 戦略的な組織運営を強化するための学長補佐体制の充実策について検討する。

No. 55

- ① 大学職員としての資質向上を図るため、SD 活動を積極的に推進するとともに、教職協働の充実策について検討する。

- ② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。

No. 56

- ① 仕事と家庭の両立支援をするため、育児・介護支援等の充実を図る。

No. 57

- ① 苦情相談に適切に対応できるようにハラスメント相談体制の強化を図る。
② 全構成員を対象とするハラスメント防止のための研修を定期的実施する。

- ③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。

No. 58

- ① 教育研究組織の定期的な検証をするための体制を構築する。

- ④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。

No. 59

- ① 事務情報の電子化・共有化を検討し、可能なものからペーパーレス化を推進する。

No. 60

- ① 業務や事務組織の在り方を見直し、人員の適正配置等を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。

No. 61

- ① 外部資金獲得支援チームにおいて、これまでの外部資金獲得のための取組みを検証する。また、今後の外部資金獲得増に向けた取組方針を検討する。

No. 62

- ① 既存の島根大学同窓会連合会、島根県、松江市等とのネットワークを活用し、学外の関係組織との連携・協力の在り方等について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

No. 63

- ① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 17 年度人件費予算相当額の概ね 1 % の人件費の削減を図る。

(2) 人件費以外の経費の削減

① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。

No. 64

- ① 第 1 期中期目標期間において実施した管理的経費抑制に係る取組みについて、その費用対効果等の検証を行う。

No. 65

- ① 医療資源の効率的活用等により病院収入の確保を図るとともに、管理的経費の効率的な執行と分析に基づいた経費削減を図る。その結果を医療安全、感染対策、患者サービス、職員スキルアップ等につながる病院医学教育研究事業に反映させる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産を効率的に運用する。

No. 66

- ① 平成 22 年度資金運用計画を策定し、その計画に基づき、資産の適切かつ効率的な運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

No. 67

- ① 第1期中期目標・中期計画期間の法人評価、認証評価の結果等を検証し、問題点を明確にしたうえで、その改善策を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。

No. 68

- ① 新たな広報戦略を策定し、広報活動に反映させる。

No. 69

- ① 第1期中期目標・中期計画期間の法人評価、認証評価等について総括し、報告書にまとめ、公表する。
- ② 大学評価に係るホームページに改善を加え、評価に関する情報及び内容を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。

No. 70

- ① キャンパスマスタープランに沿い、老朽施設の機能改善及び安全で快適な環境改善の整備を行うとともに、既存施設の有効活用に向けた取組を推進する。

② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。

No. 71

- ① 平成21年1月から着手している新病棟整備について、平成23年度完成に向け、整備を着実に進める。
- ② 既存病院の改修工事を開始する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。

No. 72

- ① 産業医・衛生管理者・衛生工学衛生管理者による職場巡視で指摘された改善指導事項について、適切に対応策を講じる。
- ② 衛生管理者等の養成を行うとともに、引き続き学生・教職員に対する安全衛生教育を行う。

② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。

No. 73

- ① 消防設備等の法定点検、自主点検、及び防火防災訓練を実施する。

- ② 危機管理マニュアル・災害対策マニュアル・関係学内規則等を検証し、防火・防災管理体制の改善に向けた検討を進める。
- ③ 附属病院再開発事業において、災害時に十分対応できるよう耐震対策及び非常用設備等の検討・整備を行う。

③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。

No. 74

- ① 学内ネットワーク環境について、より強固な情報セキュリティ対策を検討する。
- ② 情報セキュリティに関する講習会を開催する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。

No. 75

- ① 教職員を対象とした公的研究費等の使用等に係る意識調査アンケートの結果を分析し活用する。
- ② 科学研究費補助金に関する説明会等を通じ、教職員へ関係法令等の周知や法令遵守の徹底を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

27億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(医病)病棟	総額 6, 6 1 2	施設整備費補助金 (6 1 7)
・(医病)病棟等改修		長期借入金 (5, 9 3 9)
・(医病)基幹・環境整備(外溝整備等)		国立大学財務・経営センター
・再開発(病棟)設備		施設費交付金 (5 6)
・小規模改修		

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほかに業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- ・ 教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し、中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。
- ・ 教員については、全学での運用枠を活用し、中期目標・中期計画に沿って重点的、戦略的に配置する。
- ・ 事務系職員については、事務・事業の見直しを進めるとともに、高い専門性を要する部門において、そのための専門研修の強化及び適任者の雇用を図る。

- (参考1) 平成22年度の常勤職員数 1,352人
また、任期付職員数(注)の見込みを231人とする。
(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員
- (参考2) 平成22年度の人件費総額見込 14,100百万円 (退職手当は除く)
-

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙)予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,708
施設整備費補助金	617
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	1,124
国立大学財務経営センター施設費交付金	56
自己収入	15,156
授業料及び入学金検定料収入	3,649
附属病院収入	11,336
財産処分収入	0
雑収入	171
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	962
引当金取崩	0
長期借入金収入	5,939
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	34,562
支出	
業務費	24,991
教育研究経費	14,528
診療経費	10,463
施設整備費	6,612
船舶建造費	0
補助金等	1,124
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	962
貸付金	0
長期借入金償還金	873
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	34,562

「施設整備費補助金」は、平成22年度当初予算額617百万円

〔人件費の見積もり〕

期間中総額 14,100百万円を支出する。(退職手当は除く)
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,304百万円)

注)「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 10,609万円。

2. 収支計画

平成22年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	26,693
業務費	24,517
教育研究経費	3,136
診療経費	5,634
受託研究費等	522
役員人件費	150
教員人件費	7,703
職員人件費	7,372
一般管理費	667
財務費用	217
雑損	0
減価償却費	1,292
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	26,943
運営費交付金	10,287
授業料収入	3,075
入学金収益	450
検定料収益	124
附属病院収益	11,336
受託研究等収益	522
補助金等収益	193
寄附金収益	406
財務収益	26
雑益	145
資産見返運営費交付金戻入	313
資産見返補助金等戻入	11
資産見返寄附金戻入	34
資産見返物品受贈額戻入	21
臨時利益	0
純利益	250
目的積立金取崩益	0
総利益	250

3. 資金計画

平成22年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,332
業務活動による支出	25,690
投資活動による支出	7,999
財務活動による支出	873
翌年度への繰越金	1,770
資金収入	36,332
業務活動による収入	27,950
運営費交付金による収入	10,708
授業料及び入学金検定料による収入	3,649
附属病院収入	11,336
受託研究等収入	522
補助金等収入	1,124
寄附金収入	440
その他の収入	171
投資活動による収入	673
施設費による収入	673
その他の収入	0
財務活動による収入	5,939
前年度よりの繰越金	1,770

別表(学部の学科、研究科の専攻等)

法文学部	法経学科	360 人
	社会文化学科	280 人
	言語文化学科	260 人
	編入学	20 人
教育学部	学校教育課程	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)
医学部	医学科	535 人
	(うち医師養成に係る分野)	535 人)
	編入学	40 人
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)
	看護学科	240 人
総合理工学部	編入学	20 人
	物質科学科	520 人
	地球資源環境学科	200 人
	数理・情報システム学科	400 人
	電子制御システム工学科	320 人
	材料プロセス工学科	160 人
	編入学	40 人
	生物資源科学部	生物科学科
生態環境科学科	180 人	
生命工学科	160 人	
農業生産学科	120 人	
地域開発科学科	220 人	
編入学	40 人	
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
教育学研究科	言語・社会文化専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
	教育実践開発専攻	40 人
	(うち修士課程)	40 人)
	教育内容開発専攻	40 人
医学系研究科	(うち修士課程)	40 人)
	医科学専攻	120 人
	(うち修士課程)	30 人)
	(うち博士課程)	90 人)
	看護学専攻	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	形態系専攻	8 人
	(うち博士課程)	8 人)
機能系専攻	15 人	
(うち博士課程)	15 人)	
生態系専攻	7 人	

総合理工学研究科	(うち博士課程	7人)
	物質科学専攻	72人
	(うち修士課程	72人)
	地球資源環境学専攻	28人
	(うち修士課程	28人)
	数理・情報システム学専攻	56人
	(うち修士課程	56人)
	電子制御システム工学専攻	44人
	(うち修士課程	44人)
	材料プロセス工学専攻	24人
	(うち修士課程	24人)
	マテリアル創成工学専攻	18人
	(うち博士課程	18人)
	電子機能システム工学専攻	18人
	(うち博士課程	18人)
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40人
	(うち修士課程	40人)
	農林生産科学専攻	44人
	(うち修士課程	44人)
	環境資源科学専攻	36人
(うち修士課程	36人)	
法務研究科	法曹養成専攻	80人
	(うち専門職学位課程	80人)
附属幼稚園	80人	
附属小学校	学級数 4	
	普通学級	
	444人	
	学級数 15	
附属中学校	特別支援学級	
	16人	
	学級数 2	
	普通学級	
	420人	
	学級数 12	
特別支援学級		
8人		
学級数 1		